

## 水田で転作をされている農業者及び地権者の皆様

### 5年水張りルールにもとづく 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田として 継続するため1か月以上の水張りを行う方へ

#### これから水張りをする または 既に実施している場合

水張りを実施する場合には、**事前に上三川町農業再生協議会へ連絡**をお願いします。

連絡をしましたら、「**水張り実施計画書（様式1）**」を作成し、**上三川町農業再生協議会（役場農政課）**または**JAうつのみや上三川営農経済センター営農課**まで提出してください。

提出期日：令和6年7月26日（金）

※ 既に水張りをしている場合は水張り終了1週間前

- ◆水張り実施計画書の様式は上三川町農業再生協議会（役場農政課）及びJAうつのみや上三川営農経済センター営農課の窓口にご用意してあります。
- ◆実施の際は水量変更による近隣の水田への影響をご確認ください。

#### 水張り中について

通常の水稲作付けと同程度の水を1か月以上張り続けてください。

また、水張り終了後に「**水張り実施報告書兼業日誌（様式2）**」を提出していただく際に写真の提出を求めますので、**水張りを行っている状態の写真**をご準備ください。

#### 現地確認の実施

提出いただいた「**水張り実施計画書（様式1）**」をもとに、**上三川町農業再生協議会**で現地確認を行います。なお、現地確認を実施するにあたっては立ち合いは不要です。

#### 水張り完了後について

水張りが完了したら、「**水張り実施報告書兼作業報告書（様式2）**」に**水張りを行っている状態の写真（様式3）**を添付し、**上三川町農業再生協議会（役場農政課）**または**JAうつのみや上三川営農経済センター営農課**まで提出してください。

農林水産省による交付対象水田の見直し（5年水張りルール）については裏面をご覧ください。

#### 【問い合わせ先】

上三川町農業再生協議会事務局（上三川町農政課内） 電話：0285-56-9138

# 交付対象水田の見直しについて

## 5年水張りルール

農林水産省の方針により、令和4年～令和8年度の間にも一度も水張りが行われていない水田は、令和9年度以降

**水田活用の直接支払交付金の交付対象外となります。**

畑作物の生産が定着している水田は畑地化を促す一方、水田機能を維持しながら、麦・大豆等の畑作物を生産する農地については、水稲とのブロックローテーションを促す観点から令和4年度以降5年間に一度も水張りが行われない農地は令和9年以降交付対象としない方針を農林水産省が示しています。

### 交付対象外水田になると

- ◆ 水稲の作付を行っても交付対象水田には戻りません。
- ◆ 水田台帳には残りますので営農計画書には引き続き掲載され、水田耕作面積として計上されます。
- ◆ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外されません。

① **災害復旧に関連する事業が実施されている場合**

② **基盤整備に関連する事業が実施されている場合**

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象となります。

### 水張りの確認について

- ◆ 水張りは、水稲の作付けにより確認することを基本とします。
  - ◆ ただし、以下のすべてに該当する場合は、水張りを行ったとみなします。
- ① **湛水管理（水張り）を1か月以上行う**
  - ② **連作障害による収量低下が発生していない**

【問い合わせ先】

上三川町農業再生協議会事務局（上三川町農政課内） 電話：0285-56-9138